

## 桑名市津波避難施設整備事業設計施工一括発注・公募型プロポーザル募集公告

次のとおり、桑名市津波避難施設整備事業に係る建築設計及び建設工事について、公募型プロポーザル方式により実施しますので公告します。

令和2年11月13日

桑名市長 伊藤 徳宇

### 1 事業概要

- (1) 名 称 桑名市津波避難施設整備事業
- (2) 対象業務 基本設計業務、実施設計業務、設計監理業務及び建設工事
- (3) 履行期限 令和4年12月23日
- (4) 予定価格 856,338,000円（消費税額及び地方消費税額を含む）
- (5) 最低制限基準価格 無
- (6) 施工形態 単体企業又は共同企業体

### 2 事業の詳細な説明

委託業務の詳細は、「桑名市津波避難施設整備事業設計施工一括発注・公募型プロポーザル説明書」、「桑名市津波避難施設整備事業業務委託等特記仕様書」による。

### 3 参加資格等

#### (1) 参加者の構成等

本プロポーザル方式による選定（以下「本手続」という。）に参加できる者（以下「参加者」という。）は、本事業を実施することを予定する単体企業又は設計及び建設工事を行う者それぞれ1者によって自主的に結成された共同企業体（以下「企業体」という。）とする。

なお、参加できる企業体は、桑名市発注の建設工事に係る特定建設工事共同企業体取扱要綱（平成22年9月1日告示第153号）第3条に該当しない企業体とする。

#### (2) 単体企業又は企業体構成員全者に共通する参加資格要件

参加者は、プロポーザル参加表明書（以下「参加表明書」という。）提出日において、次に掲げる要件を全て満たす者とする。なお、市と契約を締結するまでの間に、次に掲げる要件を1つでも満たさなくなった場合は、原則として、参加資格を取り消すものとする。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者にあつては、同法に基づく裁判所からの更生計画認可の決定がなされていること。

ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者にあつては、同法に基づく裁判所からの再生計画認可の決定がなされていること。

エ 桑名市請負工事入札参加者指名停止基準（平成18年8月30日告示第159号）に基づく

指名停止措置を受けていないこと。

オ 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税を完納していること。

カ 公示日において納期限が到来している桑名市税を参加表明書提出期限の前日までに完納していること。

キ 本業務の公募に際し、相互に資本関係又は人的関係のある者が同時に参加していないこと。

### (3) 業務別の参加資格要件

参加者のうち、設計及び建設工事を行う者は、それぞれ次に掲げる要件を満たす者とする。また、参加者は、本事業を円滑に遂行でき、安定的かつ健全な財務能力を有している者とする。

なお、単体企業による参加の場合は、次に掲げるア「設計業務」、イ「建設工事」の両方の資格要件を満たす者とする。

ア 設計業務を行う者の参加資格要件は、次の全てを満たす者とする。

(ア) 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。（同一企業の他支店等を可とする。）

(イ) 管理技術者に一級建築士を専属で配置できること。

(ウ) 管理技術者及び総合主任担当技術者が他事務所からの協力者でないこと。（同一企業の他支店等を除く）

イ 建設工事を行う者の参加資格要件は、次の各号の全てを満たすものとする。

(ア) 建築一式工事について、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）に基づく特定建設業の許可を受けていること。

(イ) 桑名市入札参加資格者名簿に登録されている者、または登録申請中である者。

## 4 失格要件

参加者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、本手続について失格とし、本業務の受託者としなない。

(1) 提出期限内に有効な参加表明書、技術提案書等が提出されない場合

(2) 「桑名市津波避難施設整備事業設計施工一括発注・公募型プロポーザル審査委員会」（以下「審査委員会」という。）によるヒアリングに出席しなかった場合

(3) 提出書類等に虚偽の記載があった場合

(4) 会社更生法等の適用を申請する等、事業の履行が困難と認められるに至った場合

(5) 桑名市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成 21 年 11 月 16 日告示第 206 号）に基づく排除措置の対象法人等に該当すると疑うに足る事実を把握した場合

(6) 審査の公平性を害する行為があった場合

(7) 本プロポーザルの説明書、同参加表明書作成要領、同技術提案書作成要領、同評価基準に抵触する行為が認められた場合

(8) 提案にあたり著しく信義に反する行為等、審査委員会が失格であると認めた場合

(9) 参加表明書の提出以降に参加資格要件を満たさなくなった場合

## 5 評価項目

- (1) 技術提案書の提出者を選定（以下「第一次審査」という。）するための評価基準
  - ア 本設計業務の実施体制 事務所及び配置予定の技術者の資格、業務経歴等
  - イ 設計業務の実例と内容 事務所並びに配置予定の技術者の経験及び能力  
同種又は類似業務の実績の内容、担当した業務、  
手持ち業務の状況及びC P D
- (2) 技術提案書を選定（以下「第二次審査」という。）するための評価基準
  - ア 業務実施方針及び手法 業務の理解度及び取組意欲、業務の実施方針、地域活性化、  
スケジュール管理及び技術提案を求めるテーマに対する  
技術提案

## 6 手続等

- (1) 担当部局
  - 〒511-8601 三重県桑名市中央町二丁目 37 番地
  - 桑名市役所 防災・危機管理課
  - 電話番号 0594-24-1397
  - F A X 0594-24-2945
  - e-mail bosaim@city.kuwana.lg.jp
  - 担当 都築、前田
- (2) 説明書等の交付
  - ア 交付する資料（資料は、桑名市ホームページから入手してください。）
    - (ア) 桑名市津波避難施設整備事業設計施工一括発注・公募型プロポーザル募集公告
    - (イ) 桑名市津波避難施設整備事業設計施工一括発注・公募型プロポーザル説明書及び様式  
（別添様式第1号～別添様式第3号）
    - (ウ) 桑名市津波避難施設整備事業設計施工一括発注・公募型プロポーザル参加表明書作成  
要領、別紙（別紙1、別紙2）及び様式（様式1の1～様式4の2）
    - (エ) 桑名市津波避難施設整備事業設計施工一括発注・公募型プロポーザル技術提案書作成  
要領及び様式（様式1の1～様式5の5）
    - (オ) 桑名市津波避難施設整備事業業務委託等特記仕様書
    - (カ) 整備予定地の位置図
    - (キ) 津波避難施設建設敷地周辺のボーリング柱状図
      - a 長島町単独公共下水道事業 地質調査業務委託（平成19年度）
      - b 揖斐川伊曾島水門予備設計業務委託（平成12年度）
    - (ク) 解体する既存施設（旧伊曾島幼稚園園舎）の建物図面
    - (ケ) 整備予定地の境界確認図
  - イ 交付期間
    - 令和2年11月13日（金）から令和3年1月5日（火）正午まで
- (3) 現地見学会
  - ア 現地見学会の受付期間
    - 令和2年11月16日（月）から令和2年11月17日（火）正午まで
  - イ 受付場所

(1) の担当部局

ウ 受付方法

受付は、別に定める様式により、FAX、e-mail（送信確認を(1)の担当部局に電話により行うこと。）により受け付ける。

エ 現地見学会日程

令和2年11月19日（木）

(4) 質疑応答

ア 質問の受付期間

令和2年11月19日（木）から令和2年11月25日（水）まで  
（土、日曜日は除く。受付時間は、午前8時30分から午後5時00分まで）

イ 受付場所

(1) の担当部局

ウ 質問方法

質問は、別に定める様式により、FAX、e-mail（送信確認を(1)の担当部局に電話により行うこと。）により受け付ける。

エ 回答

質問に係る回答は、次のとおり、市のホームページに掲載する。

令和2年11月30日（月）

(5) 参加表明書の提出

ア 提出期間

令和2年11月24日（火）から令和2年12月4日（金）正午まで

イ 提出場所

(1) の担当部局

ウ 提出物

参加表明書10部（添付書類を含む。）

詳細は、「桑名市津波避難施設整備事業設計施工一括発注・公募型プロポーザル参加表明書作成要領」を参照のこと。

エ 提出方法

持参又は郵送（配達証明付き書留郵便に限り、提出期限内必着とする。）

(5) 技術提案書提出の要請

参加表明書の提出者の参加資格を審査した後、第一次審査を行い、審査結果の通知及び技術提案書の提出要請を令和2年12月9日（水）までに行う。

(7) 技術提案書の提出

ア 提出期間

令和2年12月14日（月）から令和3年1月5日（火）正午まで

イ 提出場所

(1) の担当部局

ウ 提出物

技術提案書10部（添付書類を含む。）

詳細は、「桑名市津波避難施設整備事業設計施工一括発注・公募型プロポーザル技術提

案書作成要領」を参照のこと。

#### エ 提出方法

持参又は郵送（配達証明付き書留郵便に限り、提出期限内必着とする。）

### 7 プロポーザルの審査

#### (1) 第一次審査

令和2年12月8日（火）までに、審査委員会において、参加表明書及び必要書類の書類審査を行い、5者程度を選定する。

#### (2) 第二次審査

第一次審査で選定されたものによりプレゼンテーションを実施する。プレゼンテーションの時間は20分程度とし、終了後に15分程度のヒアリングを実施し、最優秀者及び次点者を各1者選定する。

なお、第二次審査の詳細は、技術提案書の提出者に対し、別途通知する。

#### (3) 結果の通知等

審査の結果は、第一次審査に関しては参加表明書の提出者に、第二次審査に関しては、桑名市ホームページにて公表するとともに、技術提案書の提出者に書面により通知する。

審査結果に対する異議申し立て及び問い合わせは一切受け付けない。

#### (4) 参加表明書提出者及び技術提案書提出者が少数となった場合の特例

第一次審査においては参加表明書提出者、第二次審査においては技術提案書提出者が少数となり、受注候補者の選定に著しい支障が生じると認められる場合は、不成立とすることがある。

### 8 見積徴取

技術提案書の提出者から、当該提案書の提出時に見積を徴取するものとする。

### 9 契約交渉及び契約手続等

#### (1) 第二次審査の結果、最優秀者を本事業に係る随意契約交渉の相手方とする。ただし、最優秀者との契約交渉が不調となった場合や最優秀者が「4失格要件」に該当すると認められた場合は、次点者を当該交渉の相手方とする。

#### (2) 審査結果の通知を受けた優先交渉権者は、仮契約の締結前に事業費見積書を本市に提出する。当該見積書の額については、先に提出した提案価格見積書の額以下とすること。

#### (3) 優先交渉権者は、決定日から6日以内（決定日及び土曜、日曜日及び祝日は含まない）に仮契約を締結しなければならない。なお、仮契約は桑名市議会の可決をもって、本契約として成立する。

### 10 その他

#### (1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本円に限る。

#### (2) 参加表明書及び技術提案書の提出は、1者につき1件とする。

#### (3) 参加表明書及び技術提案書の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

また、第二次審査プレゼンテーション及びヒアリングに要する費用についても、参加者の負担とする。

- (4) 提出資料等については、返却しないものとする。
- (5) 本手続の詳細は、「桑名市津波避難施設整備事業設計施工一括発注・公募型プロポーザル説明書」による。